

建設工事請負契約約款第 25 条に関する F A Q

<スライド条項全般について>

Q1 インフレスライドと単品スライドの使い分けは。

- A1 インフレスライドは、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般について、急激なインフレーション又はデフレーションといった短期間で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更になります。
- 単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更になります。また、急激な価格高騰のタイミングにおいて、積算価格（実勢価格）に価格変動が反映されるのにタイムラグが生じた場合においても、実際の購入金額でスライド変更額を算定可能となっています。
- なお、インフレスライドと単品スライドは併用することができ、請求の順番は問わないこととします。変更契約は、中間修正的なインフレスライドが先行し、精算的な変更である単品スライドを最後に実施することになります。

Q2 全体スライド、インフレスライド、単品スライドの併用は可能か。

- A2 全体スライド又はインフレスライドと、単品スライドの併用は可能です（単品スライド分の受注者負担額（減額スライドの場合には発注者負担額）は考慮しません）。
- 全体スライドとインフレスライドが重複する場合は、双方の受注者負担額（減額スライドの場合には発注者負担額）を考慮します（先に行ったスライド分の受注者負担額（減額スライドの場合には発注者負担額）を差し引いた請負代金額から、後のスライド分の受注者負担額（減額スライドの場合には発注者負担額）を算定します）。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P11～12】

Q3 全体スライド・インフレスライドと併用する場合の運用の仕方・取り決めなどは。

- A3 単品スライドの変動前金額は、全体スライド又はインフレスライドの変更を行った設計書の金額を用います（全体スライド又はインフレスライド基準日より前は予定価格設定に用いる単価、基準日以降は基準月単価となります）。
- なお、全体スライド又はインフレスライドと、単品スライドを併用した期間においては、単品スライドの受注者負担を求めません。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P11～12】

<インフレスライド条項について>

Q4 インフレスライドを申請するにあたり、出来高を証明する受注者からの提出書類は具体的に何か。

A4 「工事出来高内訳書」又は「実施工程表付き工事履行報告書」となります。これを基に、発注者がスライド額を算定し、受注者に協議します。

【建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用マニュアル（暫定版）（平成 26 年 2 月）P6】

Q5 「建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準」（平成 26 年 2 月 18 日）の「1. 適用対象工事」に、「(2)発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。」とあるが、インフレスライドは賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。

A5 「(2)発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。」としていますが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを確認することを規定しているものであり、インフレスライドの申請時期を制限するものではありません。
したがって、受注者が、建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項「請負代金額が著しく不相当となったとき」には、賃金水準の変更が生じていなくても、物価水準（価格水準）の上昇により請負代金額の変動額が受注者の負担である残工事費の 1.0%を超えた場合、インフレスライドを請求することを排除しているものではありません。

Q6 「建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用マニュアル（暫定版）」（平成 26 年 2 月）の「1. 適用対象工事」に、「(2)発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。」とあるが、インフレスライドは賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。

A6 A5 と同様です。

Q7 「建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準」（平成 26 年 2 月 18 日）の「3. スライド協議の請求」に、「発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」とあるが、インフレスライドは次の賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。

A7 「期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」としていますが、これは定期的にインフレスライドの該当となっているかを発注者により協議し、必要に応じて申請することを規定しているものであり、スライド協議の請求が次の賃金水準の変更がなされるまでに行われなくても、新たな賃金水準をもとに中間修正的にスライド条項を申請することを排除しているものではありません。

Q8 「建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用マニュアル（暫定版）」（平成 26 年 2 月）の「3. スライド協議の請求」に、「発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。」とあるが、インフレスライドは賃金水準の変更が無ければ適用できないのか。

A8 A7 と同様です。

Q9 「建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用マニュアル（暫定版）」（平成 26 年 2 月）の「3. スライド協議の請求」に、「直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1 回を基本とする」とあるが、インフレスライドは直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更の間に 1 回しか請求できないのか。

A9 「直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1 回を基本とする」と定めていますが、これは、労務単価は毎年 1 回改定されるため、そのタイミングで定期的にインフレスライドの該当となっているかを受発注者により協議することが効率的であることから 1 回を基本とすると定めているものであり、複数回のインフレスライドの申請を制限するものではありません。

<単品スライド条項について>

Q10 単品スライドを申請するにあたり、購入実績等を証明する受注者からの提出書類は具体的に何か。

A10 単品スライドの請求を行う材料の対象数量、搬入・購入等の時期、単価購入価格及びそれが証明できる納品書、請求書、領収書となります。

これらを基に、発注者がスライド額を算定し、受注者に協議します。

Q11 複数の材料が単品スライドの対象になる場合、スライド額の算定における受注者負担額（請負代金額の1.0%、減額スライドの場合には発注者負担額）は、それぞれの材料の増額分から控除するのか。

A11 単品スライドの対象となる材料を判断する際には、品目ごとに1.0%を超過することを確認しますが、変更額算定にあたっては、受注者負担額(減額スライドの場合には発注者負担額)をそれぞれの材料から控除することはありません(複数の材料の合計分から請負代金額の1.0%を控除)。

【工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか) P6~7】

Q12 単品スライドの対象となるのは、『品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるもの』となっているが、品目の考え方は。

A12 品目とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料に分類されます。

「その他の主要な工事材料」における品目の整理にあたっては「コンクリート類」、「アスファルト類」で区分し、それ以外は受発注者間の協議により決定します。

なお、それ以外の区分設定については、鋼材類、コンクリート類、アスファルト類の事例を参考に材料種類毎に設定するものとします。

【工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか) P4】

Q13 単品スライドの対象となる「主要な工事材料」とはどのようなもの(どこまでの範囲)を指すのか。

A13 工事の種類や請負代金額中に占める材料費の割合等を考慮して工事毎に決定します。

Q14 単品スライドの対象には、鋼材類、燃料油とはどこまで含まれるのか(看板、グレーチング、車止め、フェンス、エンジンオイルなど、鋼材や燃料に分類されるものは全て対象となるのか。)

A14 鋼材類は、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としています(形鋼、棒鋼、厚板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等)。

なお、損料・賃料についても対象とすることができます。

燃料油は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とします。

なお、共通仮設費率・現場管理費率に含まれるものについては、対象数量の決定ができないことから対象外となります。

【工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか) P14~15, 24】

Q15 工場製作する機械類も単品スライドの対象となるのか。

A15 該当工事の主要な工事材料となる場合は「その他主要な工事材料」として対象となります。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P37】

Q16 燃料油の高騰に伴い運搬費も上昇するが、単品スライドの対象となるのか。

A16 資機材の運搬に係る燃料油も単品スライドの対象となります。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P24】

Q17 工事の中で点検業務等を行う場合、原動機の燃料は単品スライドの対象となるのか。

A17 業務として取り扱うものは対象外とします。

Q18 「主要な工事材料」には「木材類」も考えられると思うが、その場合、型枠は単品スライドの対象となるのか。

A18 設計図書に数量が明示されている残存型枠などは、対象とすることができる場合があります。

Q19 労務単価は単品スライドの対象となるのか。

A19 単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、労務単価は対象となりません（全体スライド、インフレスライドは労務単価も対象）。

Q20 機械損料および機械賃料は単品スライドの対象となるのか。

A20 単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、機械損料および機械賃料は対象となりません（全体スライド、インフレスライドは機械損料および機械賃料も対象）。

Q21 単品スライドで『請負代金額の 1.0%を超える』とあるが、請負代金額は、いつ時点の金額で考えるのか。

A21 部分払い等の出来高部分を除き、精算変更および全体スライド・インフレスライドが実施された後の、単品スライド適用前の最終的な「請負代金額」が対象となります。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P5】

Q22 会社のストックを使用する場合、単品スライドを適用しようとする工事で購入する材料に係る証明数量は、設計数量より少なくなるが、会社のストック分を加味して証明数量とすることは可能か。

A22 証明数量として、ストック分の数量を含めて整理することは可能です。ただし、単品スライドの対象となるのは、当該工事で新規に購入した数量のみです（新規購入した数量に対しての増額分が請負代金額の 1.0%を越える場合に対象となります）。

Q23 残工期が2ヵ月未満で請求があった場合には、単品スライドの対象外となるのか。

A23 単品スライドは、手続きに係る期間を考慮し、工期末から2ヵ月以上前に請求を行うこととしているところでは、

【工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか）P3, 43】

Q24 残工期が2ヵ月未満であるが、工期延期が予定されている場合は、延期後の工期で考えて良いか。

A24 工期延期について受発注者間で協議が整い、変更後の残工期が2ヵ月以上となる場合は対象とします。

Q25 単品スライドの請求は、実際の搬入月・購入価格が確定し、請負代金額の1.0%を超える増額があると算定してからでないといけないのか。

A25 請求時に、証明書類を添付する必要はありません。

品目毎に価格上昇分が、請負代金額の1.0%を超えると見込まれれば請求可能です。

Q26 単品スライドの対象となるのは、請求日以降に購入する材料となるのか。

A26 単品スライドには、インフレスライドのような基準日はありません。

請求日に関わらず、工期内に調達した該当の材料が適用対象となります。なお、原則として部分払いにより引き渡しをされた材料は対象とはなりません。請負工事出来形検査要求書（建設工事請負契約約款第37条に係る検査の請求）により請求の範囲を単品スライドの対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できます。

【工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか）P43, 45】

Q27 単品スライドの請求書を提出した場合、どの時点まで遡って適用可能か。

A27 部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除く対象数量に適用されますが、請負工事出来形検査要求書により請求の範囲を単品スライドの対象とすることが要請された場合は、単品スライド条項を適用できます。

【工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか）P45】

Q28 今後、物価の下落があった場合には、発注者から協議があるのか。

A28 発注者から協議を行う予定です。

Q29 部分引き渡しや部分払を行った部分について、後から単品スライドを請求できるのか。

A29 既に、部分引き渡しや部分払を完了しているものは、対象となりません。

材料価格の変動に伴って単品スライドの適用が考えられる場合には、受注者は請負工事出来形検査要求書により請求の範囲を単品スライドの対象とすることを要請する必要があります。発注者は出来形検査を行った結果、請負代金相当額について協議する際に、部分払の対象となった出来高部分についても、単品スライドの対象とできることを記載します。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P45】

Q30 出来形検査（建設工事請負契約約款第 37 条に係る検査）を行った場合の対象数量は。

A30 部分払いを既に行っている場合は、部分払い対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量（発注者の設計数量）とします。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P10】

Q31 部分引渡し検査（建設工事請負契約約款第 38 条に係る検査）を行う場合の取扱いは。

A31 その部分を一つの工事として扱い単品スライド条項を適用します。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P5, P45】

Q32 前金払、中間前金払がされた金額はスライドの対象とならないのか。

A32 前金払、中間前金払がされた金額についても、単品スライドの対象となります（ただし、既に、部分引き渡しや部分払を完了しているものは、対象となりません）。

Q33 実勢価格よりも購入金額が高い場合において、実勢価格が請負代金額の 1.0%を超えなかった場合でも、単品スライドの対象となるのか。

A33 実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額が 1.0%を超えていればスライド対象品目となります。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P6～10】

Q34 変動後の価格として採用する「実勢価格」とは何か。

A34 実勢価格とは、調査機関が発行する物価資料に掲載されている価格等になります。
また、当初、物価資料に価格の掲載が無く、特別調査や見積り価格を採用しているものについては、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができます。
ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮します。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P22】

Q35 変動後の実勢価格の採用月の考え方は。材料によって、手配から搬入までに数か月を要する場合は、いつ時点の価格を採用するのか。

A35 鋼材類は、「現場（または工場）搬入月の掲載単価」、燃料油は、「購入した月の翌月の掲載価格」、コンクリート類は、「現場搬入月の掲載単価」アスファルト類は、「現場搬入月の掲載単価」を採用します。

これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとしますが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油に準じるものとします。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P21, 28, 42】

Q36 工場製作品の場合、『対象材料を現場に搬入した月の実勢価格』とは、工場に搬入した月と考えて良いか。

A36 「工場に搬入した月」とします。

Q37 変動後の実勢価格と受注者の購入価格に乖離があるが、購入価格で計上できないか。

A37 実際の購入金額が実勢価格よりも高い場合で、実際の購入金額により価格変動後の金額の算定を行うことを希望する場合は、対象品目と対象材料を発注者に申し出た上で、実際の購入金額が適当な購入金額であると証明する書類として、購入実績を証明する書類に加え、原則として当該地域での市場取引価格が確認できる 2 社以上の見積りを提出する必要があります。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P8～10】

Q38 例えば設計上 SD295 で計上されているが、承諾行為で SD345 で施工した場合、取扱はどのようにすればよいか。

A38 承諾材料は設計図書の規格・数量で変動額を算定するものとし、実際の購入金額は採用しません。

Q39 鋼コンクリート合成床版など、契約後、承諾により図面や数量等の仕様が決定する場合は、受注者の計画した資材・数量で算出してもらえるのか。また、鋼板や鉄筋等の細分化された資材毎に証明が困難であるが、単品スライドの対象となるか。

A39 設計図書の規格・数量で変動額を算定します。

なお、証明書類は受注者の施工に必要な材料の購入時期を証明する書類によるもので可とします。

（「任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取扱い」と同様。）

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P17, 19】

Q40 鋼コンクリート合成床版は製品として納品されるため、価格は注文書取り交わし時に決定するが、変動後価格の採用月はいつになるか。

A40 他の鋼材類と同様に、材料が工場に搬入される場合の変動後価格の採用時期は「材料が工場に搬入される月」になります。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P19, 41】

Q41 他の現場で使用する材料と合わせて購入している場合は、納品書、請求書、領収書等の証明書類で現場ごとの切り分けが出来ないがどのようにすべきか。

A41 他の現場との数量のすみ分けを明確にすれば、対象材料の証明書類として取り扱います。

【証明書類】

各現場に搬入した数量が客観的に判断できる資料（数量分割表）など。

すみ分けをした証明書類に対象工事名を明記。

Q42 搬入の月や数量確認のため、全ての材料について臨場検査（写真確認を含む）が必要か。

A42 臨場検査や写真等での確認は必要ありません。

証明書類の確認により行います。

Q43 「建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について」（令和 4 年 6 月 30 日）の 6 (5) に記載されている「すべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合」、「受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲」とは、具体的に何か。

A43 燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり設計数量の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量内の範囲については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができます。

【工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和 4 年 7 月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか） P26】

Q44 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とあるため、鋼橋上部工事であれば、すべての資材で証明書類の提出が不要なのか。

A44 メーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定されている場合においても単品スライド条項を適用できるように運用改正したものであります。そのため、受注者の自社の取り決めではなく、購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認できない場合は、実際の購入価格を示す必要があります。

Q45 資材メーカーと施工業者との基本契約で承諾なしに購入価格を第3者へ漏洩しない旨を設定している事例がある。この場合、鋼橋上部と同様に証明書類（購入価格の証明）がなくても、実勢価格でスライド額を算出してもよいか。

A45 購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定していることなどが客観的に確認確認できる場合、実勢価格でスライド額の算出も可とします。

Q46 単品スライドで間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）が考慮されないのはなぜか。

A46 単品スライドは、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して間接費の変更を行うものではありません。

Q47 材料費が分離できない市場単価はどのように取り扱えば良いか。

A47 設計図書に材料の数量が記載されている場合は、その数量については対象とすることができます。この場合、市場単価に代えて、その材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前・変動後の価格として変動額を算出します。

【工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（令和4年7月 国土交通省大臣官房技術調査課ほか）P15, 37, 63～65】

Q48 単品スライドマニュアルP42には、アスファルト類やコンクリート类等、契約と現場搬入の時期に差がある材料は、現場に搬入された月の物価資料の価格とありますが、当該材料において契約と現場搬入の時期が同月になった場合は、翌月の物価資料の価格を採用するのでしょうか。

A48 A35と同様です。

Q49 メタサーチサイトとは何か。

A49 メタサーチサイトとは、特定の内容に関して、複数の検索エンジンから抽出した検索結果を一括で表示する比較サイトを示します。使用する際は任意のサイトを使用ください。